給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第４号
福島市笹木野字立田16番地の13
再生債務者　小関　英春
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月14日まで
平成22年８月24日　福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第３号
愛知県碧南市日進町２丁目60番地　アペックス日進Ｂ棟202号
再生債務者　砂川　裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月14日まで
平成22年８月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（再ロ）第４号
埼玉県所沢市大字下安松702番地の15
再生債務者　菅原　靖
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月24日まで
平成22年８月24日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
鳥取県東伯郡北栄町原776番地
再生債務者　宮川　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月23日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（再ロ）第１００１７号
神奈川県相模原市橋本２―25―10―Ｉ―102
再生債務者　魚地　秀浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１００３３号
東京都町田市鶴川６―８―４―501
再生債務者　松岡　隆昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1959番地
再生債務者　石井　弘忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月23日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（再ロ）第１０号
埼玉県川口市川口６丁目４番27号　ＣＡＳＡＡＮＤＯ202号
再生債務者　豊野　尚子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月23日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号
兵庫県西宮市六湛寺町２番２―2601号
再生債務者　田中　正一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月23日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第１号
山口県周南市大字須々万本郷2609番地
再生債務者　重村　悟志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月24日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（再ロ）第２号
北海道旭川市末広東２条５丁目５番７号
再生債務者　千田　眞郷
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月24日　旭川地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年９月１日　福岡県教育委員会
1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
⑴　小学校教諭二種免許状、昭63小二普第12号、福岡県教育委員会、昭和63年７月31日、福岡県、河田　浩二、平成22年６月28日
⑵　小学校教諭一種免許状、平15小一種第0050号、福岡県教育委員会、平成15年５月30日、福岡県、河田　浩二、平成22年６月28日
2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月二十日
掲載頁　八十五頁（号外第一七五号）
平成二十二年九月一日
岐阜市六条大溝二丁目九番一〇号
（甲）東海基礎株式会社
代表取締役　内舘　武臣
岐阜市長住町八丁目二番地
（乙）株式会社樋口建材
代表取締役　樋口　コノ

組織変更公告
当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年九月一日
東京都世田谷区太子堂一丁目一一番二三号
第一ゴールドビル内　大栄商事合資会社
代表社員　岡部　榮

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億七千五百五十二万二千八十三円減少し三億七千五百五十二万二千八十三円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年九月一日
東京都台東区東上野三丁目二九番一〇号
光和ビル三〇一号室　株式会社エコワ
代表取締役　深川　澄子

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百万円減少する事にいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年九月一日
東京都江東区扇橋二丁目五番四号
有限会社菱櫻運輸
代表取締役　岡本　正一

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月二十四日
掲載頁　九十四頁（号外第一七七号）
平成二十二年九月一日
石川県河北郡内灘町字千鳥台二丁目二二二番地
株式会社ベネディクト
代表取締役　山本　信幸